令和８年度栃木県居宅介護支援事業所等安全確保対策支援事業費補助金交付要領

（趣旨）

第１条　県が交付する令和８年度栃木県居宅介護支援事業所等安全確保対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

（交付の目的等）

第２条　補助金の名称、目的等は次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	補助対象事業	補助対象経費及び補助額	交付の相手方
令和８年度栃木県居宅介護支援事業所等安全確保対策支援事業費補助金	居宅介護支援事業所等の介護支援専門員の安全確保を図り、地域のケアマネジメント提供体制を確保する。	別表に掲げる事業	別表のとおりとし、事業ごとに、実支出額と補助基準額を比較して少ない方の額とする。	別表に掲げる要件に適合する者

（交付の申請）

第３条　補助金の交付を受けようとする者が、規則第４条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	提出期限
令和８年度栃木県居宅介護支援事業所等安全確保対策支援事業費補助金交付申請書	別記様式第１	１	知事が別に定める期日
（添付すべき書類の名称）			
１　栃木県居宅介護支援事業所等安全確保対策支援事業費補助金所要額調書	別紙１	１	
２　栃木県居宅介護支援事業所等安全確保対策支援事業計画書	別紙２	１	
３　栃木県居宅介護支援事業所等安全確保対策支援事業予算書	別紙３	１	
４　歳入・歳出予算（見込）書抄本	任意	１	

（補助条件）

第４条　規則第６条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

⑴　補助事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、速や

かに知事の承認を受けること。

⑵　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに知事の承認を受けること。

⑶　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

⑷　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておくこと。

⑸　補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

⑹　知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

⑺　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

⑻　補助事業を行う者が前各号の条件に違反した場合においては、補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

⑼　補助事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

（軽微な変更）

第５条　前条第１号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

⑴　事業を変更し、又は廃止すること。

⑵　事業主体を変更すること。

⑶　事業量の 20％を超え、かつ、３万円を超えて減額すること。

（変更の承認）

第６条　第４条第１号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第２）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第７条　規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	提出期限
令和８年度栃木県居宅介護支援事業所等安全確保対策支援事業費補助金実績報告書	別記様式第３	1	知事が別に定める期日
（添付すべき書類の名称）			
１　栃木県居宅介護支援事業所等安全確保対策支援事業費補助金精算書	別紙４	1	
２　栃木県居宅介護支援事業所等安全確保対策支援事業実績報告書	別紙５	1	

3　栃木県居宅介護支援事業所等安全確保対策支援事業決算書	別紙６	1	
4　歳入・歳出決算（見込）書抄本	任意	1	

（補助金の請求）

第８条　規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	提出期限
令和８年度栃木県居宅介護支援事業所等安全確保対策支援事業費補助金交付請求書	別記様式第４	1	知事が別に定める期日

附　則

1　この要領は、令和８（2026）年11月11日から適用する。

2　この要領は、令和９（2027）年３月31日限り、その効力を失う。

別表（第２条関係）

補助対象事業	交付の相手方（要件）	補助対象経費	補助基準額
安全確保対策支援事業 ・　複数訪問（利用者等による暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等から居宅介護支援等の提供を行う居宅介護支援専門員の安全を確保することを目的として、複数名で訪問するための経費を対象とする。） ・　安全確保対策用品購入（介護支援専門員の安全確保対策に資する通話録音装置等の購入に要する経費を対象とする。）	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所（以下「居宅介護支援事業所等」という。）	左記の事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他知事が必要と認める経費とする。 ただし、消費税及び地方消費税、他の補助金と重複する経費は補助対象外とする。	１事業所当たり77千円

※　申請額が予算額を上回った場合、補助額を按分して交付決定することとする。